

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画 (平成21年度)

第1 はじめに

本計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。平成17年12月16日改定。平成19年3月30日一部変更。以下「基本方針」という。）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」（平成19年3月30日厚生労働大臣決定。平成19年9月28日、平成20年3月31日一部変更。以下「基本計画」という。）を踏まえて、平成20年度に実施する事後評価の対象とする政策、その評価の方法等について明らかにするものである。

第2 計画期間

本計画の対象期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

第3 政策体系及び評価予定表

基本計画第7の1の(1)のイの(イ)に規定する政策体系を構成する施策目標に係る指標、個別目標、個別目標に係る指標及び事務事業、同計画第7の1の(1)のイの(ロ)に規定する評価予定表を別紙1のとおり定める。

第4 事後評価の対象としようとする政策及び評価の方法

1 本計画の計画期間内において事後評価の対象としようとする政策及びその評価の方法（法第7条第2項第1号の要件に該当するもの）

基本計画において規定する本計画の計画期間内に事後評価の対象としようとする政策及びその評価の方法は、別紙2のとおりとする。

2 政策決定後5年間が経過した時点で未着手のもの及びその評価の方法（法第7条第2項第2号イの要件に該当するもの）

該当なし。

3 政策決定後10年間が経過した時点で継続中のもの及びその評価の方法（法第7条第2項第2号ロの要件に該当するもの）

個々の公共事業であって、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成16年7月12日健発第0712003号。以下「水道施設整備事業評価実施要

領」という。)で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの。また、評価の方法については、事業評価方式を基本とする。

- 4 上記1～3のほか、本計画の計画期間内において事後評価の対象としようとする政策及びその評価の方法(法第7条第2項第3号の要件に該当するもの)

本計画の計画期間内に事後評価の対象としようとする政策は、以下に掲げる政策とする。なお、①、④及び⑤については、必要に応じて政策評価官室(政策統括官付政策評価官室をいう。以下同じ。)が担当部局等(政策を所管する部局及び大臣官房の各課をいう。以下同じ。)と調整の上、これを定める。

また、これらの評価の方法については、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択するものとする。

- ① 本計画の計画期間内において、政策体系の施策目標に係る指標のモニタリング結果や推移により評価の必要が生じた政策
- ② 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成17年3月29日内閣総理大臣決定)に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発
- ③ 個々の公共事業であって、水道施設整備事業評価実施要領で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの
- ④ 事前評価を実施した政策のうち、本計画の計画期間内において事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの
- ⑤ その他国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められる政策のうち、本計画の計画期間内に見直しが必要となったもの

第5 事後評価の実施

1 政策体系の施策目標の指標のモニタリング

- (1) 政策体系の施策目標の担当部局等は、当該施策目標の指標についてモニタリングし、その結果を5月中の適切な時期に査定課(組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求等を伴う政策については大臣官房会計課をいう。以下同じ。)及び政策評価官室に提出する。
- (2) 査定課は、提出されたモニタリング結果を参考に査定を行い、組織・定員要求又は予算要求等に反映させる。
- (3) 政策評価官室は、モニタリングの結果を取りまとめ、7月末を目途に公表する。

2 実績評価方式による評価

- (1) 担当部局等は、評価対象政策に關係する部局と調整の上、原則として各施策目標ごとの指標の達成度を中心として評価を実施し、その評価結果を評価書等(法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。)

として取りまとめ、5月中の適切な時期に査定課及び政策評価官室に提出する。

- (2) 査定課は、提出された評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求又は予算要求等に反映させる。
- (3) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、7月末を目途に公表する。

3 総合評価方式による評価

- (1) 評価対象政策を所管する担当部局等は、①当該政策の問題点の把握、原因の分析等がなされた時期に総合評価を、②総合評価結果を踏まえた当該政策の見直しが決定された時期に評価結果の政策への反映状況の報告等を、当該政策に関係する部局と調整の上で実施し、その評価結果等を評価書等としてとりまとめ、評価実施後速やかに政策評価官室に提出する。
- (2) 査定課は、提出された評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求又は予算要求等に反映させる。
- (3) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、速やかに公表する。

4 事業評価方式による評価

上記2に準じ、必要に応じて政策評価官室が担当部局等と調整の上、評価を実施する。

第6 社会保険庁の実績評価

社会保険庁の平成20年度の実績評価については、社会保険庁から目標の達成状況について6月末までに報告を受け、その報告を基に、政策評価官室及び関係部局（中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項に規定する実施庁の長にその権限が委任された事務に係る政策の企画立案を担う部局をいう。）において8月末を目途に実績評価を実施し、その結果を実績評価書として厚生労働大臣名で社会保険庁長官あて通知するとともに、速やかに公表する。その際、政策評価官室は、当該実績評価書の取りまとめ及び社会保険庁長官への通知並びに公表に係る事務を担う。

第7 学識経験を有する者の知見の活用

基本計画第8の2に規定する「政策評価に関する有識者会議」を以下のとおり開催する。

開催時期	意見等聴取事項
平成21年7月を目途	実績評価書（案）等について
平成22年3月を目途	平成22年度政策評価実施計画（案）等について
その他必要に応じて開催	

第8 評価結果の政策への反映状況の公表

担当部局等は、評価結果を、新たな政策の企画立案（予算、組織・定員要求を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。また、担当部局等は、平成21年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について、9月上旬を目途に政策評価官室に報告する。

政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめた後、9月末を目途に公表する。

第9 その他

1 政策評価の継続的改善

政策評価官室は、政策評価制度全般の改善・充実を図るため、他府省、地方公共団体等及び外国の状況に関する知識などの政策評価に関する情報を幅広く収集し、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めることする。

2 職員の資質の向上

政策評価官室は、職員の資質の向上を図るため、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に適宜提供するとともに、政策評価に関する説明会を隨時開催する。

3 本計画の改正

本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、法、基本方針又は基本計画の変更等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

4 厚生労働省における政策評価実施要領

本計画に定めるもののほか、事後評価の実施に関し必要な事項は、厚生労働省における政策評価実施要領に定める。

政策体系及び評価予定表

- (1) 基本目標は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2) 施策目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (3) 施策目標に係る指標は、施策目標の達成状況を評価するために、可能な限り、行政の活動の結果として国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響を測るアウトカム指標を掲げ、アウトカム指標を設定することが困難な場合には、原則として、行政活動そのものや行政活動により提供されたモノやサービスの量又は利用結果等を測るアウトプット指標を掲げたものである。
- (4) 個別目標は、施策目標を達成するために実施する個々の施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (5) 個別目標に係る指標は、個別目標の達成状況を評価するために、可能な限り、行政の活動の結果として国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響を測るアウトカム指標を掲げ、アウトカム指標を設定することが困難な場合には、原則として、行政活動そのものや行政活動により提供されたモノやサービスの量又は利用結果等を測るアウトプット指標を掲げたものである。
- (6) 事務事業は、施策目標又は個別目標を達成するために実施する手段としての事務及び事業を掲げたものである。
- (7) 評価予定表は、各施策目標について、本計画の計画期間内の政策評価方式を示したものである。なお、計画期間内の各年度において政策評価を実施する施策目標については、その都度実施計画においてこれを定める。

- (8) 評価に当たっては、各施策目標について、施策目標に係る指標の状況を踏まえつつ、社会経済情勢の変化等の外的要因の影響などを考慮した上で、必要に応じて定性的な観点を加え、総合的に評価するとともに、各個別目標についても、個別目標に係る指標の状況を踏まえて評価することとする。
- (9) なお、今後、具体的に評価を実施する中で、施策目標の各々の特性を十分に検証し、その評価手法について、知識・経験を蓄積するとともに、新たな手法の開発や必要な情報・データの収集など、個別目標、指標の改善に努めるものとする。

厚生労働省の使命と基本目標

厚生労働省の使命

厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を發揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。

基本目標

- I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
- II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
- III 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
- IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
- V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に發揮できるような環境整備をすること
- VI 男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
- VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
- VIII 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
- IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
- X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
- X I 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
- X II 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 各都道府県の医療計画において定められた4疾病5事業に係る医療連携体制の構築率（前年度以上／毎年度）
- 2 心肺停止者の一ヶ月後の生存率・社会復帰率（前年度以上／毎年度）
- 3 周産期死亡率（前年度以下／毎年度）
- 4 無医地区の数（前年度以下／毎年度）
- 5 病院への立入検査における指摘に対する遵守率（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 医療計画に基づく医療連携体制を構築すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 1-1 に係る指標 1と同じ
- ・在宅で死亡する者の数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・医療連携体制推進事業
- ・共同利用施設設置整備事業

個別目標 2 救急医療体制を整備すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 1-1 に係る指標 2と同じ
- ・救命救急センターの設置箇所数（前年度以上／毎年度）
- ・小児救急医療支援事業の実施地区数及び小児救急医療拠点病院運営事業の実施箇所数（前年度以上／毎年度）
- ・ドクターへリの実施箇所数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・救命救急センター運営事業
- ・小児救急医療支援事業
- ・小児救急医療拠点病院運営事業
- ・ドクターへリ導入促進事業

個別目標 3 周産期医療体制を確保すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 1-1 に係る指標 3と同じ
- ・妊娠婦死亡率（前年度以下／毎年度）
- ・N I C U 及びM F I C U の病床数（前年度以上／毎年度）
- ・総合周産期母子医療センターにおける低出生体重児の取扱件数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・総合周産期母子医療センター運営事業
- ・地域周産期母子医療センター運営事業

個別目標 4 へき地保健医療対策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 1-1 に係る指標 4と同じ
- ・無医地区等における医療活動日数（前年度以上／毎年度）
- ・へき地医療支援機構設置箇所数（前年度以上／毎年度）
- ・へき地医療拠点病院設置箇所数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・へき地医療支援機構
- ・へき地医療拠点病院及びへき地診療所等の設置・運営

個別目標 5 病院への立入検査の徹底

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 1-1 に係る指標 5と同じ
- ・病院への立入検査件数（全病院に原則年一回実施／毎年度）

【主な事務事業】

- ・医療機関行政情報システム改善事業

評価予定表

19	20	21	22	23
実績 【重】	実績 【重】	実績 【重】	モニ	実績

備考

- ・平成 21 年度重点評価課題 1
救急医療体制の整備

基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること

2-1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 就業医師数（前回調査時以上／調査時）
- 2 病院勤務医師数（前回調査時以上／調査時）
- 3 就業女性医師数（前回調査時以上／調査時）
- 4 就業看護職員数（前年度以上／調査時）

個別目標 1 医師を確保すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 2-1 に係る指標 1 及び 2 と同じ

【主な事務事業】

- ・短時間正規雇用制等の導入促進事業

個別目標 2 女性医師、看護師等の離職防止、復職支援を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 2-1 に係る指標 3 及び 4 と同じ
- ・女性医師バンク再就業支援件数（前年度以上／調査時）
- ・中央ナースセンター事業再就業支援件数（前年度以上／調査時）

【主な事務事業】

- ・女性医師の復職支援センター事業
- ・中央ナースセンター事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績 【重】	実績 【重】	実績 総合 【重】	モニ	実績

備考

- ・平成 21 年度重点評価課題 2
医師養成数の増員
勤務医の過重な労働環境問題への対応
- ・平成 21 年度に実施する総合評価「医師確保対策」の評価結果の政策への反映状況を、併せて作成予定。

2-2 医療従事者の資質の向上を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 研修医の臨床研修目標達成度（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 医師、歯科医師の臨床研修を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 2-2 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】

- ・臨床研修費等補助金
- ・臨床研修等指導医養成講習会の実施

個別目標 2 医療従事者等に対する研修を充実すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・各医療従事者における講習会・研修会等の修了者人数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施
- ・看護職員に対する研修会等の実施
- ・薬剤師研修等の実施

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

3-1 医療情報化インフラの普及を推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 統合系医療情報システム（オーダリングシステム、統合的電子カルテ等）の普及率
(200床以上の医療機関のほとんどに導入すること／400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで)
2 実証実験実施地において、社会保障カード（仮称）に関して理解を深めた者の割合（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 医療のIT化を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 3-1 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】

- ・地域診療情報連携推進事業
- ・医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業

個別目標 2 社会保障カード（仮称）に関する国民の理解を深めつつ、その実施に向けた検討をこと

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 3-1 に係る指標 2 と同じ

【主な事務事業】

- ・社会保障カード（仮称）に関する制度設計書の作成
- ・社会保障カード（仮称）に係る実証実験の実施

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績 【重】	実績 【重】	実績 【重】	モニ	実績

備考

- ・平成21年度重点評価課題3
ITを活用した医療の利便性向上
- ・個別目標2は、平成21年度から実施するため、平成22年度から評価を行うこととする。

3-2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 医療事故情報収集・分析・提供事業の参加登録医療機関の数（前年度以上／毎年度）
2 医療安全対策加算届出医療機関の割合（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 医療の質と安全性の向上を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 3-2 に係る指標 1 及び 2 と同じ
- ・医療従事者を対象とした講習会修了者数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施
- ・院内感染対策の推進

個別目標 2 医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 3-2 に係る指標 1 及び 2 と同じ
- ・産科医療補償制度加入率（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・医療事故情報収集等事業
- ・診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

個別目標 3 患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・都道府県及び保健所設置市町村の医療安全支援センターの設置数（前年度以上／毎年度）
- ・二次医療圏の医療安全支援センターの設置数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・医療安全支援センター総合支援事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ モニ モニ	実績 【重】	モニ	実績	実績

備考

基本目標 I 安心・信頼してかかるる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること

4-1 政策医療を向上・均てん化させること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 国立高度専門医療センターの職員の発表論文数（掲載に専門家による審査が必要となる国際的に評価される専門的科学雑誌に掲載された科学論文）（前年度以上／毎年度）
- 2 国立高度専門医療センターのホームページへの年間アクセス数（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 政策医療を開発・確立すること

（独立行政法人国立病院機構で実施する政策医療の開発・確立に関する評価については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。）

【主な事務事業】

- ・研究所運営事業
- ・治験推進事業
- ・大型研究事業

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 4-1 に係る指標 1 と同じ

個別目標 2 政策医療の均てん化を図ること

（独立行政法人国立病院機構で実施する政策医療の均てん化に関する評価については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。）

【主な事務事業】

- ・各種研修事業
- ・政策医療に関する情報発信事業（一般向け・医療者向け）

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 4-1 に係る指標 2 と同じ

評価予定表				
19 実績	20 モニ 総合	21 モニ	22 実績	23
				—

備考

・現在6つある国立高度専門医療センターは、「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」（平成20年法律第93号）に基づき、それぞれ平成22年度から独立行政法人へ移行する。

基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること

5-1. 感染症の発生・まん延の防止を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 結核患者罹患率の推移（人口 10万人対比 18人以下／平成 22 年度）
- 2 病原体等取扱施設の検査結果の適正割合（90%以上／毎年度）
- 3 予防接種の接種率（ポリオ・麻疹・風疹）（おおむね 95%／毎年度）
- 4 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（国民の 45%相当量／平成 23 年度末、かつ、前年度以上／平成 20 年度・21 年度）
- 5 保健所等における肝炎検査受診者数（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 感染症対策の充実を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 5-1 に係る指標 1 及び 2 と同じ
- ・定点医療機関の全国充足率（おおむね 100%／毎年度）
- ・感染症指定医療機関充足率（前年度以上／毎年度）（おおむね 100%を目指す）

【主な事務事業】

- ・直接服薬確認療法事業
- ・感染症発生動向調査事業
- ・感染症指定医療機関の施設整備
- ・予防接種普及啓発事業

個別目標 2 新型インフルエンザ対策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 5-1 に係る指標 4 と同じ
- ・感染症指定医療機関充足率（前年度以上／毎年度）（おおむね 100%を目指す）（再掲）

【主な事務事業】

- ・新型インフルエンザ対策事業

個別目標 3 肝炎対策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 5-1 に係る指標 5 と同じ
- ・肝炎インターフェロン治療受給者証交付・申請件数（10万人／毎年度）
- ・肝疾患診療連携拠点病院の設置数（47都道府県／平成 21 年度）
- ・肝炎対策協議会の設置数（47都道府県／平成 21 年度）

【主な事務事業】

- ・肝炎治療特別促進事業
- ・特定感染症検査等事業
- ・健康増進事業（肝炎ウイルス健診）

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績 【重】	実績 【重】	実績 【重】	モニ	実績

備考

- ・平成 21 年度重点評価課題 4
感染症対策の充実・強化

5-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 特定疾患治療研究事業の受給者証交付件数（前年度以上／毎年度）
- 2 ハンセン病資料館の入館者数（前年度以上／毎年度）
- 3 保健所等における H.I.V 抗体検査件数（前年以上／毎年）

個別目標 1 難病対策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 5-2 に係る指標 1 と同じ
- ・難病情報センターホームページへのアクセス件数（前年度以上／毎年度）
- ・都道府県の難病医療拠点・協力病院数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・難病情報センター事業
- ・重症難病患者入院施設確保事業
- ・特定疾患治療研究事業

個別目標 2 ハンセン病対策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 5-2 に係る指標 2 と同じ

【主な事務事業】

- ・普及啓発のための教材等配布事業
- ・ハンセン病資料館の運営事業
- ・ハンセン病療養所の運営事業

個別目標 3 エイズ対策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 5-2 に係る指標 3 と同じ
- ・新規エイズ患者報告割合（新規エイズ患者報告数／（新規HIV感染者報告数+新規エイズ患者報告数）（前年以下／毎年）

【主な事務事業】

- ・HIV検査・相談事業
- ・HIV検査普及週間の実施
- ・世界エイズデー普及啓発事業

評価予定表

19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

5-3 適正な移植医療を推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 臓器提供意思登録システム登録者数（前年度以上／毎年度）
- 2 非血縁者間骨髄移植実施数（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 臓器移植対策等を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 5-3 に係る指標 1 及び 2 と同じ

【主な事務事業】

- ・臓器移植対策事業
- ・造血幹細胞移植対策事業

評価予定表

19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 被爆者健康診断受診率（前年度同程度／毎年度）

個別目標 1 被爆者の健康の保持・増進を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 5-4 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】

- ・原爆被爆者に対する手当の支給

評価予定表

19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考